# 承認第2号

専決処分の承認を求める件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求める。

令和元年6月3日提出

加東市長 安 田 正 義

専決第3号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)の施行に伴い、加東市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が迫っており、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月29日

加東市長 安 田 正 義

## 加東市条例第13号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例(平成18年加東市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第12条第1項中「同月28日」を「同月末日」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保 険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に よる。

### 承認第2号(条例第13号) 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正 (要旨)

#### 1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、平成31年度から適用される改正部分に係る加東市国民健康保険税条例の規定等について、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げること。(第2条及び第23条関係)
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、当該額の5割を減額する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を27万5,000円から28万円に、2割を減額する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げること。(第23条関係)
- (3) 第8期の納期について、2月28日を2月末日に改めること。(第12条関係)
- 3 施行期日 平成31年4月1日

新	旧	対	照	表
212 I	11	\rightarrow 1	1117	1

現 行 氹 正 案 (課税額) (課税額) 第2条 (略) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を 除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき 除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき 算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額 算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合 の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合 においては、基礎課税額は、58万円とする。 においては、基礎課税額は、61万円とする。 3 • 4 (略) 3 · 4 (略) (納期) (納期) 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、 第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、 次のとおりとする。 次のとおりとする。 第1期 7月1日から同月31日まで 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第6期 12月1日から同月25日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第7期 1月4日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 第8期 2月1日から同月末日 まで (略) (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義 務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文 の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる 額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税 額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略)
  - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税 義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義 務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文 の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる 額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える 場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税 額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。 (1) (略)
  - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき28万円 を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜カ (略)
  - (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金 額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税 義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)